



海外ビジネス情報誌

OITA TRADE & VIEWS

JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター
OFTA（一社）大分県貿易協会

世界

武漢熱戦 Vol.78 高度経済成長期に入った蔡甸区

上海熱戦 vol.67 千年の大計 雄安新区

貿易実務

貿易協会シリーズ 貿易取引に関する本論（つづき）

貿易協会シリーズ 海外OEM生産 - 製造供給契約書の作成(8)- OEM製品の保証と返品

アドバイザーシリーズ 日EU・EPAとCPTPP（TPP11）原産地証明書の自己申告作成例

お知らせ

商談会 ハワイ日系スーパー・マルカイとの商談会

セミナー インド経済の現状と日系企業のビジネスチャンス

レポート 『一般社団法人大分県貿易協会令和元年度通常総会』開催報告

統計

平成31年度 大分県の貿易

vol.124

2019 May.-June.

高度経済成長期に入った蔡甸区

大分市武漢事務所 賈 芳

今回は武漢市にある蔡甸区（さいでんく）についてご紹介します。

蔡甸区は市の南西部に位置し、すぐ南には長江が、北には漢江が流れ、長江と漢江が合流する三角地帯、江漢平原の端にあります。蔡甸区は中国楚国文化の発祥の地の一つであり、有名な「高山流水遇知音」（注）という典故由来の地です。蔡甸区の総面積は1,100km²であり、12の街郷（町村）と省級経済開発区（蔡甸経済開発区）で構成されています。総人口は約80万人です。現在、蔡甸区は武漢市の工業発展を担う重要なエリアになっており、中国とフランスのモデルエコタウンの共同プロジェクトも蔡甸区で実施されています。

漢江を挟んで武漢経済技術開発区と武漢臨空港経済技術開発区の二大国家級開発区があります。また、北京～香港～マカオを結ぶ南北の高速道路と上海～成都を結ぶ東西の高速道路と国道318号線が蔡甸区で交差し、交通の便が良く、「金の交差点」と言われる経済的立地となっています。

周辺15km圏内には東風本田自動車有限公司、神龍自動車有限公司、東風オリジナルメーカーの三大生産工場とこの3社に自動車部品を提供する生産企業が300社以上あり、30km圏内には上海ジェネラルモータース有限公司の武漢乗用車基地と東風リノーの二大生産工場があります。周辺には武漢経済技術開発区の輸出加工区と空港の保税物流センターがあり、製品の輸入加工と輸入ハイテク設備提供の安定が保障されています。

蔡甸区の隣の漢南区では、東風本田第三の工場プロジェクトが2016年12月8日にスタートしましたが、第一期工事は完了し、2019年4月に生産を開始する予定であり、12万台の増産となる見込みです。第二期工事は2017年11月に始まっており、2020年に生産を開始する予定です。生産能力は24万台を達成する予定であり、新エネルギー自動車の生産も計画されています。蔡甸区は多くの自動車関連企業の投資重点区域となっています。2019年3月29日には、第一期投資誘致プロジェクトの契約式典が行われ、10件の実体投資プロジェクトの集中契約が交わされ、投資総額は約75億元に達しました。昨年、蔡甸区と契約を交わした日本企業は10社を超えました。

蔡甸区商務局によると、これらの契約項目はハイエンド装備、AI製造、自動車（新エネルギー自動車）部品、電子商取引、そして今大流行している健康産業（医療薬品、サプリメント生産、医療器具、保健器具、エクササイズ器具、栄養食製造、健康管理など）といった分野で、外資系企業の比率が高いとのことでした。



蔡甸区全体図

区はまた、中国最大の自営型越境電子取引企業の京東（JD.com）と契約し、投資総額36億元、敷地面積53万km²となる京東「アジア一号」電子取引産業施設も蔡甸区に建設される予定です。完成すると、生産開始後の年間平均生産額は約200億元の見込みとなっています。

メタルワン、平田精密、豊洋精工、紅忠沢（日本の伊藤忠丸紅鋼鉄株式会社）と武漢舟越汽車材料有限公司が合同出資した企業日本TOPRE、牧野フライス、岡本などの日本企業も相次いで蔡甸区と契約を行いました。

これらのプロジェクトは一般的に投資額が高く、最新の科学技術が含まれ、蔡甸区の重点産業として、また良い生産モデルとして地域全体の発展にも寄与しています。

このように、蔡甸区では中国フランス武漢モデルエコタウンエリア、蔡甸経済開発区、嵩陽大道農村振興模範帯の三大重点プロジェクトを軸に、今年もホットな投資が相次いでいます。

（注）春秋戦国時代、晋の国に仕官していた楚の国の人伯牙（ゆはくが）ときこりの鐘子期（しょうしき）の友情から生まれた故事で、「高山流水」は友誼を象徴し、「知音」は心を開きあつた眞の友人を意味している。



蔡甸区と各経済発展区との位置関係



2019年第一期目の投資誘致プロジェクトの契約式典の様子

千年の大計 雄安新区

日中経済協会上海事務所大分県経済交流室

(大分県上海事務所) 難波 一尚

今年2月、今世界から注目を集めている雄安新区の視察と、同新区が立地する河北省の政府との意見交換会の機会があり、参加してきました。

■雄安新区とは

中国国務院は2017年4月、北京の南西約120km、河北省保定市雄県、安新県、容城県などの地域にまたがる約2,000km²の区画に、最先端テクノロジーが集積する未来都市を建設することを発表しました。この雄安新区構想は中国で19番目、21世紀になって初めて初めての国家级新区構想です。北京（京）、天津（津）、河北省（冀）で「黄金の三角形」を形成する京津冀共同発展計画の一環であり、これら地域の不均衡のは正、北京の非首都機能の分散も意図されています。

これまで国家レベルの都市計画といえば、上海市浦東新区や深セン市などが知られていますが、雄安新区はこうした成功事例を目指していると言われています。

「千年の大計」とも呼ばれるこの巨大プロジェクトでは、初期の開発区画100km²の「起步区」は2035年に完成。2050年をめどに人口1000万人の大都市とする目標です。

交通の面では、高速鉄道の「白洋淀駅」が既に近くにあります。これがさらに中心地まで延伸され、高速鉄道4路線が乗り入れる予定となっています。また、今年完成予定の北京首都第二空港は、北京中心地から南に立地しているので、雄安新区から空港へのアクセスも良くなります。

この場所に、5G、AI、ビッグデータなどの先進技術を活用し、かつ環境にも配慮した「緑のスマートシティ」が建設されます。中国EC最大手のアリババグループ、IT大手のテンセントや百度（バイドゥ）は既に当地での登記を完了しています。

■開発の現状

雄安新区は開発の端緒についたところで、特に目立ったものはまだありませんが、管理委員会や展示施設などが入る雄安新区政府市民センターは既に完成しており、見学が可能です。

私が参加した視察ツアーでは、バスは北京を出発し、約1時間半で一般車両の駐車場に到着しました。ここで専用の電動バスに乗り換えて市民センターに向かいます。センターは一般的の見学客や、会社の登記に来たビジネスマンなどで賑わっていました。敷地内には充電スタンドを備えた駐車場、5G技術を活用した無人運転バスや宅配用の小型車両が展示されており、走行実験も行われています。スマートや顔認証システムを使った無人スーパー、無人ホテルもあり、先端技術のショーケースのようでした。



自動運転の小型バス



EC大手「京東」の無人宅配車両

展示施設では、開発プロジェクトに関するパネル展示が行われています。「起步区」の設計については世界規模で入札が行われ、日本を含む各国から200団体以上が応札。選考を経た12の設計案が模型で展示されました。洗練されたデザインの高層ビル、鉄道や自動車道は地下に集約され、地上には人々の憩いの場が確保された、まさに未来を感じさせる設計の展示が印象的でした。

また環境対策として、広大な緑地「千年秀林」の開発と白洋淀の復旧が進められています。新区の70%以上を緑地や水域とするため、既に120種類700万本の木が植樹されたという造林があります。ここではすべての木にQRコードが付与され、一本ずつ生育状況が管理・記録されています。新区に隣接する白洋淀（「淀」は湖と沼の中間の深い湖沼）では、半減した水域を復旧し生態系を回復するための調査やモデル事業が進められています。

■雄安新区の今後

中国でこれまで計画してきた新区の中で、雄安新区の強みは何よりも首都北京と国家中心都市の一つである天津に近く、交通の便も良い立地にあると考えられます。また、河北省政府によれば、新区全体をゼロから開発できる点も、他都市と差別化できる点であると認識しています。確かに開発予定地は、「ゼロ」と言ってもいいほど、近代的な建造物もまばらな広大な平地です。完成イメージと比較すると構造の巨大さが実感できます。ここにビジネスチャンスを狙って日本を含め各国から注目が集まっています。

少量ですが天然温泉と地熱資源も有する地域もあり、「おんせん県おおいた」としては気になるところでもあります。

完成まで先の長い話ではありますが、経済交流の可能性と開発の動向について、今後も注視ていきたいと思います。



大規模な植樹が行われている「千年秀林」



雄安新区の中心となる場所

貿易取引に関する本論

関西大学教授 博士（商学） 吉田 友之

5. 輸出契約の成立

輸出者は取引候補先を探し出したらその相手先に対して積極的に取引の勧誘に努め、その後相手方からの反応に手応えを掴んだら、その相手先とのやり取りを継続し、同時並行的に信用調査を実施する。輸出者は相手先に自社紹介、取引商品、信用照会先などを記載した書面などを送り自社の取引希望の意思を伝える。その際に輸出者は値段表、見本、カタログなどを添付してより具体性のある取引に対する問い合わせを行うことがある。あるいは相手先からこのような具体性のある取引に対する問合せを受けることがある。これを引き合い（Inquiry）という。但し、引き合いは申込み（Offer）と誤解されないように留意する必要がある。また輸出者は、引き合い段階までに輸出採算を行い、自社の輸出希望対象品が貿易管理制度上輸出許可、輸出承認が必要か否かをチェックし、必要ならば許可、承認が容易に入手可能なのか、また入手可能な場合入手をする期間について確認する必要がある。輸出者は、信用調査の結果相手先が信頼のおける業者であると判断したら、相手先に商品名、価格、品質、数量、決済、引渡（船積）時期、保険などの具体的な取引条件を明確にしたうえで、その条件で契約締結の意思表示を行い、これを申込み（Offer）といい、輸出者がこれを行った場合には売申込み（Selling Offer）と呼ぶ。

この売申込みに相手方が無条件・無修正の承諾（Unconditional and Unmodified Acceptance）を行った場合に契約が成立する。条件付・修正付の承諾（Conditional and Modified Acceptance）は逆申込み（Counter Offer）となり、契約は成立せず、原申込みは消滅し、新たな申込みとなる。この申込みを無条件・無修正で承諾すると契約は成立する。通信手段は通常、郵便、電話、ファックス、Eメールなどいかなる方法でもよい。しかし、申込みで承諾の通信手段の指定がある場合には、指定通りの手段で承諾を行うことが無難となろう。

申込みの効力発生時期はそれが相手方に到着したときである。それでは申込みはいつまで効力が持続するのであろうか。申込みには、効力を定めたもの、換言すれば承諾回答期限を定めたもの（確定申込み〔Firm Offer〕）と、効力を定めていないもの（自由申込み〔Free Offer〕）がある。前者は、わが国を含めた大陸法系の国では、その有効期間中は申込みを撤回できない。

一方、英米法系では、原則的に承諾により契約が成立する前であれば自由に申込みを撤回できるという点に留意すべきである（i）。
ウィーン売買条約（ii）では、申込みが相手方に到着する前に取消の通知が到着する場合に申込みを取り消すことができる（iii）。また、申込みが相手方に到着した後であっても、相手方が承諾を発信する前に撤回の通知が到着する場合に申込みを撤回することができる（iv）。

自由申込みは、どの法体系においても隔地者間では、原則として相当な期間中は申込みを撤回できない。しかし、相当な期間とはどれくらいであるのかは取引慣行などによりまちまちであるため、実務上この不安定な状態での申込みは行わない方がよい。

承諾（Acceptance）とは、申込み内容をそのまま受け入れ契約を成立させる旨の意思表示である。

承諾の効力発生時期は、隔地者間（郵便、電報の場合）では各国により解釈が異なる場合がある。わが国では、その効力発生時期は、原則として、承諾が相手方に到着したときである（到達主義）。しかし、隔地者間では、承諾の通知を発したときにその効力が生じ契約が成立する（発信主義）。但し、承諾回答期限付きの申込みの場合には、承諾がこの期間内に不着または遅延した場合には契約は成立しない。しかし、改正民法の施行後は、承諾が相手方に到着したときにその効力が生じるようになる（到達主義）（v）。独法においては到達主義原則が採られている。英米法系では、発信主義を採っており、承諾の通知を発したときにその効力が生じ契約が成立し、それが発送途中で紛失し相手方に到着しなくても契約の成立には影響を与えない。したがって発信主義を採る国との取引では到達主義を採るように協議すべきである。対話者間（電話、ファックスの場合）ではどの法体系においても到達主義を採っており、承諾が相手方に到着したときにその効力が生じ契約が成立する。ウィーン売買条約では、承諾は相手方に到着したときにその効力が生じ契約が成立する（vi）。

また、実務上皆無に近いであろうが、当事者が互いに相手方に対して同一内容の申込みを行うことを交叉申込み（Cross Offer）という。この場合、原則としてわが国では契約の成立が認められている。他方、英米法系では、原則として契約の成立が認められていない。しかし、このような申込みが生じた場合には大事をとて相手方からの申込みに対して承諾を行っておく方がよいであろう。

i 英国法では、捺印証書による場合と約因が与えられている場合は申込みの有効期間中はその撤回は不能である。米国法では、申込みが承諾回答期限付（最長3カ月）で商人の署名のある書面による場合には、申込みの有効期間中はその撤回は不能である。

ii UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）により起草された、国際物品売買契約に関する国際連合条約（United Nations Convention for Contracts for the International Sale of Goods；CISG）をいい、わが国についても2009年8月に効力を有することとなった。2019年3月現在の同条約の加盟国数は89カ国である。

iii 15条2項。

iv 16条1項。

v Eメール、ファックスなどインターネット上の取引では到達主義を採っている（電子消費者契約法4条）。

vi 18条2項。

国際的生産連携 -OEM契約 13-

海外OEM生産 - 製造供給契約書の作成 (8) -
OEM製品の保証と返品

GBC (ジービック) 大貫研究所 代表
 公益社団法人日本仲裁人協会 理事
 京都国際調停センター Board Member, Mediator

大貫 雅晴

海外OEM製造供給契約、契約形態を売買契約型（英文例は「ABC」を「委託者」、XYZを「受託者」）として、その主要条項を紹介する。

1. OEM製品の保証(Warranty)

売買型OEM契約では、OEM製品の供給は、個別物品売買契約の形態がとられる。委託者は売主として、契約適合性のある製品を委託者に引き渡す義務を負う。製品の瑕疵（契約不適合）に関する法律については、例えば、日本の民法などの国家法とワイン売買条約が存在する。国際取引ではいずれの国の法が適用されるのか、又は、条約が適用されるのかという問題を含むが、日本はワイン売買条約の加盟国であり、国際物品売買契約では、ワイン売買条約が法として適用されることが多い（注）。

ワイン売買条約の規律に基づくと、売主は契約で定める品質及び種類に適合した物品を引き渡さなければならないとされる。更にその物品は商品性があり、目的に適合していることが要求される。

ワイン売買条約の物品の契約適合性に関する規律は以下の通りである。

物品の適合性 (conformity of goods)

CISG第35条1項

「売主は契約で定める数量、品質及び種類に適合し、かつ、契約に定める方法で収納され、又は包装された物品を引き渡さなければならない。」

同第35条2項

「当事者が別段の合意をした場合を除くほか、物品は、次の要件を満たさない限り、契約に適合しないものとする。」（＊注：当事者間合意による同2項排除の根拠規定）

(a) 同種の物品が通常使用されるであろう目的に適したものであること。

(b) 契約の締結時に売主に対して明示的又は黙示的に知らされていいた特定の目的に適したものであること・・・・・。

(注) ワイン売買条約第1条は適用範囲の規定である。

「この条約は、営業所が異なる国に所在する当事者間の物品売買契約について、次のいずれかの場合に適用される。」

(a)これらの国がいずれも締約国である場合

(b)国際私法の準則によれば締約国の法の適用が導かれる場合

2. 保証条項の起案において留意すべき事項と保証条項

ワイン売買条約の物品の契約適合性に関する規律は、当事者の特約で、その規律を修正できる任意規定である。当事者が別段の合意をしない場合は法定の規律が適用されるが、当事者間の契約に製品保証規定が設けられる場合は、その規定が優先適用される。製品保証規定は、売主、買主の立場により利害が対立するが、以下の点を考慮して製品保証規定を起案することが望まれる。

①保証の範囲の規定：具体的には何を保証するのか、委託者の立場では、出来る限り広範囲の保証を求めることがある。

②保証期間：どれだけの期間保証するか隠れた瑕疵を含む期間が定められる。

③契約不適合の物品の措置：不適合瑕疵の通知と請求権、瑕疵製品における買主の請求権（救済措置）などが定められる。

以下に委託者の立場から、英文保証条項例を示す。

1) 保証の内容と範囲

XYZ warrants that the Products shall be free from defects in material and workmanship and be in conformity to the Specification, Sample and description as specified in this Agreement and other relative documents and shall be fit for the intended purpose of ABC expressed in writing from time to time."

2) 保証の期間

"The period of the said warranty shall exist for () months from the date of shipment of Products (the relative B / L date)."

3) 契約不適合製品に対する請求権

This warranty shall survive any inspection, acceptance or payment by ABC.

In the event of any breach of warranty by XYZ of any of warranties set forth herein, ABC may claim for breach of warranty hereunder, by providing the notice of the defective goods as soon as possible when ABC should find any defects of the goods.

4) 瑕疵商品の修理、瑕疵商品の交換、損害賠償の委託者の選択権

"XYZ's responsibility on the warranty hereunder shall be, at ABC's option, as follows;

- ①to replace such non-conforming Products; or
- ②to repair the same or
- ③to reimburse ABC loss and damages as actually sustained therefrom,

3. 契約不適合製品の返品、契約解除権留保の規定

前述の保証義務規定に対応、関係する規定として、委託者が受領したOEM製品に契約不適合、瑕疵を発見した場合に、受託者に通知することにより、委託者の請求権として、返品、代替品の請求、損害賠償請求、将来に向けての契約の解除権などの規定が設けられることがある。

以下に英文規定を示す。

Products Return and Cancellation of Orders

Upon ABC's discovery and notice to XYZ of any Products that do not comply with the Products Specifications or the terms of the contract or that contain any other defects whether latent or apparent or of any deficiency in XYZ's supply of the Products, XYZ shall at its own cost and without delay deliver replacement of such Products to ABC, provided that this article shall not restrict ABC in any way from making any claims against XYZ for any damages accrued from any non-compliance, defects or deficiencies in the Products. Notwithstanding the above, ABC may cancel the contract with respects to the future installment shipments.

(つづく)

日EU・EPAとCPTPP(TPP11)原産地証明書の自己申告作成例

日本貿易振興機構（ジェトロ）大分貿易情報センター

アドバイザー 内山 正敏

前回までは、日EU・EPA及びCPTPP(TPP11)の概要についてお伝えしましたが、今回はこれらの経済連携を実際に活用するために、具体的な原産地証明書の「自己申告」による作成例をご案内いたします。

自己申告とは？

日本が締結したEPAのほとんどは、指定発給機関である日本商工会議所が、事業者からの申請に基づき原産地証明書の発給を行う「第三者証明制度」を採用しています。原産性を判定するのは日本商工会議所であり、事業者はそのために必要な情報を日本商工会議所に提出します。

これに対し、CPTPP (TPP11) や日EU・EPAでは輸出者または生産者、輸入者が自ら原産地証明書を作成する「自己申告制度」が採用されています。

■ EU向けに完全生産品（※）を輸出する場合の原産地証明作成例

インボイス上に原産地に関する申告文（＝原産地が日本である事の申告）を記載します。記載者は生産者又は輸出者が申告する事が一般的ですが、場合によっては輸入者側が自身の知識に基づいて輸入地税関へ申告する事もあります。

この場合、輸入地税関へ提示する書類は①Invoiceとなります。

（※）完全生産品（WO : Wholly Obtained）：日本国内で完全に得られ、又は生産される產品。具体的には農水產品（動植物、魚介類）、鉱物資源など。

次ページ「参考資料①」（Packing List & Invoice(Fresh pear)）を参照。

■ C P T P P (T P P 1 1) 締結国に完全生産品を輸出する場合

原産地証明については「Certification of Origin：原産地証明書」を生産者か輸出者、或いは輸入者が作成し輸入地の税関へ輸入者を通じて申告をします。この場合、輸入地税関へ提示する書類は①Invoice、②原産地証明書の2通となります。

次ページ「参考資料②」（Certification of Origin(Fresh pear)）を参照。

※参考資料中の記号についての解説

Origin criteria used (用いられた原産性の基準)として商品に応じて以下の一又は二以上の記号を記載する。

完全生産品：A

原産材料のみから生産される产品：B

品目別規則を満たす产品：C

なお、Cの場合には、実際に適用する品目別規則に応じて以下の数字を追加的に記載する。

関税分類変更基準：1

付加価値基準：2

加工工程基準：3

累積：D

許容限度：E

参考資料①

PACKING LIST & INVOICE

Invoice No.FA0501

例: F(国)A(輸入者イニシャル)0501(日付)

Date

May,01,2019

Sold to

輸入者

会社名 ABC Company

住所 Paris France

電話

メールアドレス・担当者

Sold from

輸出者

XYZ Company

Oita Japan

Recipient Bank

SWIFT Code

Branch of Bank

Bank Account Number

Account Name

前払い入金銀行名

金融機関識別コード(ご不明の場合は取引銀行にお問い合わせ)

取引銀行支店名

口座番号

振込み先名(この場合XYZ Company)

Japanese Yen

HS CODE	Product Name	Ordering Quantity (Kg)	Unit price	Amount ¥
		case size(cm)	per Kg	
0808.30	Fresh Pears	70Kg	¥700	¥49,000
		Gross weight 80Kg	200x40x40	
0808.30	Fresh Pears	50Kg	¥650	¥32,500
		Gross weight 65Kg	200x40x40	
0808.30	Fresh Pears	55Kg	¥700	¥38,500
		Gross weight 70Kg	200x40x40	
		Total Net Weight 175Kg		
		Total Gross Weight 215Kg		
			EX WORK	¥120,000
	Bank Expense			¥15,000
	Inland Transportation cost to appointed Bonded warehouse			¥20,000
	Export Customs Fee			¥15,000
	Freight 215Kg x ¥250 per Kg *1			¥53,750
	Insurance			¥10,000
		*1 航空貨物の容積重量計算は長さ(cm)×幅(cm)×高さ(cm)×個数の値に対して 6,000cmで割り容積重量を計算する。(200cm × 40 × 40 × 3 ÷ 6,000 = 容積重量160Kg) 容積重量と実重量(Gross Weight)とを比較し大きい値の重量に対して航空運賃単価を乗じる。 今回は160Kg<215Kgのため実積重量を使用する。		
			CIF	Total ¥233,750

ETD at Fukuoka Airport

Payment : 100% T/T Remittance in Advance

前払い送金条件

Country of Origin :Oita Prefecture in Japan

Total Cases 3 Cases

*(Period: from May,01,2019 to May,31,2019)

Case Size 200cmx40x40x3

*同一原産品を2回以上輸送する場合は各輸送をカバーできる期間(ただし12か月を超えないこと)

一度の輸送の場合は記載しない。

Net Weight : 175 Kg

The exporter of the products covered by this document

Gross Weight: 215 Kg

(Exporter Reference No 日本では法人番号)

Total pallets: 1 Pallet

declares that, except where otherwise clearly indicated,

these products are of the Japan preferential origin

CASE MARK

To ABC Company

Origin Criteria used " A "

From Oita Japan

Place and Date:at Oita,Japan 01/5/2019

1 pallet: 3 cases

Printed name of the exporter : XYZ Company

貴社代表者サイン

参考資料②

Certification of Origin

(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address

(This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter is unknown)

XYZ Company : Oita Sophia Plaza Building 4th Floor 17-19 Higashi-Ksuga Machi Oita City Oita Japan
Telephone No:+81-97-513-1868 / Mail Address: aaaa_bbb@jetro.go.jp

2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address

(This field can be left blank if exporter and producer is the same company or person. If there are multiple producers, state "Various" or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain confidential may state "Available upon request by the importing authorities.)

Nashi Farm : A city Oita Japan**Telephone No:+81-97-xxx-0000 / Mail Address : cccc_dddd@gmail.com**

3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address

(This field can be left blank if importer is unknown)

ABC Company : Hanoi Vietnam**Telephone No:+84-4-0000-xxxx / Mail Address: eeee_ffff@gmail.com**

No	4. Description of goods	5. HS tariff classification number (6 digit)	6. Origin criterion (WO,PE,PSR)and Other(De Minimis, Accumulation)
1	Fresh Pears <i>Invoice No FA0501,2019,May,01</i>	0808.30	WO

7. Blanket Period

(If the certification covers multiple shipment of identical goods for a specified period of up to 12 months)

From May, 01, 2019 to May, 31, 2019

8. Other (any other applicable origin criterion or other indication)

9. Certification

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate, I assume responsibility for proving such representation and agree to maintain and present upon request or make available during a verification necessary to support this certification

Date **May.01, 2019**Name **XYZ Company** (signature or stamp) 代表者の氏名とサイン・社判

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document

この原産地証明書を作成したのは、輸入者・輸出者・生産者か？チェックマークを入れる

 Importer Exporter Producer

(主催：大分県・一般社団法人大分県貿易協会)

参加企業募集！**(事前予約制 個別面談)****ハワイ日系スーパー「マルカイ」との個別商談会 開催のお知らせ**

大分県と大分県貿易協会では、米国市場への食品等の販路開拓及び拡大を図るため、米国ハワイ州の日系スーパー「マルカイ・ハワイ」（*PPIHグループ）のバイヤー及び米国市場に販路をもつ国内輸出商社を招へいし、個別商談会を開催します。

米国本国及びハワイでチェーン展開する有力スーパーのバイヤーと米国との商流を持つ国内輸出商社と商談ができるまたとない機会ですので、米国向け輸出にご関心のある企業の方は是非お問い合わせください。

なお、今回の商談会で採用された商品は、ハワイのマルカイの店舗で開催予定の「Taste of KYUSHU Fair」（2019年10月開催）及び「九州フェア」（2020年2月開催）に出品される予定です。

*ドンキホーテホールディングスは、2019年2月1日にPPIH(パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス)に商号変更しました。

**招へい企業の概要****Marukai Hawaii Co., Ltd.**

【概要】 1965年に創業。日本からの輸入販売を主業務に、海外日系小売業では初の「会員制マルカイ・ホールセル・マート」をカルフォルニア及びハワイに展開、後にマルカイコーポレーションとなる。2013年にPPIHグループに加わり、現在の会員数は115,000人。2017年にハワイのディリソーハム店のみマルカイ・ハワイとして独立。

[URL]

<https://www.ppi-hd.co.jp/corp/marukai/outline.php>
<http://www.marukaihawaii.com/> (ハワイ)

(株)カワ・コーポレーション

【所在地】 兵庫県神戸市中央区海岸通5丁目2-10

【概要】 主に米国西海岸・ハワイの大手日系スーパー・マーケット及び現地食品卸店向けに販路を持ち主に農産物、海産物、加工食品、日用雑貨品等を取り扱う。

[URL]

<http://www.kawacorp.com/>

【開催概要】

1. 主 催 大分県・一般社団法人大分県貿易協会
2. 招へい者 マルカイ・ハワイ 日本食・酒類ヘッドバイヤー 本間吉洋氏
株式会社カワ・コーポレーション（神戸） 食品営業課長 市原稔氏
3. 商談日時 2019年7月8日(月)・9日(火) 9:00~17:00 (予定)
4. 場 所 大分県庁舎本館7階71会議室（大分市大手町3-1-1）
5. 参加企業 大分県内の加工食品・日用雑貨関連企業30社程度
6. 商談時間 1社当たり30分程度
7. 参 加 料 無 料

お問い合わせ

一般社団法人大分県貿易協会 担当：伊藤

TEL 097-592-5932/FAX 097-593-3338/メール：info@oita-fta.jp

「インド経済の現状と日系企業のビジネスチャンス」

主催：ジェトロ大分貿易情報センター

共催(予定)：大分県、大分県貿易協会、大分銀行、商工中金大分支店、
日本政策金融公庫大分支店、大分商工会議所

13億人の人口を擁するインドは2020年代に中国を抜いて世界最大の人口大国となると見られており、旺盛な内需を軸に7%前後と好調かつ安定した経済成長が続いている。近年の所得拡大を背景とした消費市場の多様化、スマートフォン等を活用したビジネスやサービスの普及の速さには、目を見張るものがあります。また、世界銀行が毎年発表する「ビジネスのしやすさランキング」において、積極的な制度や手続きの改善が評価され、この2年で130位から77位に躍進するなど、課題が多いと言われてきたビジネス環境面も大きく変化しています。

本セミナーでは、ジェトロ・ニューデリー事務所ならびにアーメダバード分室の駐在員から、こうしたインドの消費市場や投資・ビジネス環境の変化に加え、現在実施されている総選挙の結果を踏まえた新政権の方向性、日本企業の動向、近年、日本企業による投資が活発化し注目されているグジャラート州の投資・生活環境などについてご紹介いたします。インド関連ビジネスにご关心の方は是非ご参加いただきたくご案内申し上げます。

日 時 2019年6月5日（水）14：00～16：00（13：30受付開始）

会 場 全労済ソレイユ3階「百合の間」（大分市中央町4-2-5）
※駐車場には限りがございますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

講 師
講師：ジェトロ・ニューデリー事務所 次長 土屋 貴司
(1997年～2000年までジェトロ大分勤務)
ジェトロ・アーメダバード分室長 北村 寛之
(2006年～2011年までジェトロ大分勤務)

お申込み メールまたはFAXにて ※下記の申込書を送付ください 締切：6月4日（火）
お申込み先：(FAX) 097-513-1881 (メール) OIT@jetro.go.jp

※お問い合わせ先：ジェトロ大分貿易情報センター 二原、岡野 (TEL) 097-513-1868

※ご記入いただきましたお客様の個人情報は適切に管理するとともに、本セミナー運営のため、および、ジェトロ大分から今後セミナー等事業のご案内のためご利用させていただきます。

お客様の個人情報保護管理者：ジェトロ大分所長 TEL: 097-513-1868

JAPAN MALL 事業

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外大手ECが皆様の商品（食品、化粧品、生活雑貨等）
を日本国内で買い取り！

https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall.html

【1】申し込み無料！

- ✓ 商品を事前登録し、海外大手ECとマッチング

【2】取引は簡単で、安心安全！

- ✓ 日本国内で商品引き渡し、円建て取引
- ✓ 煩雑な貿易手続きや海外売掛金の回収等の手間は一切不要



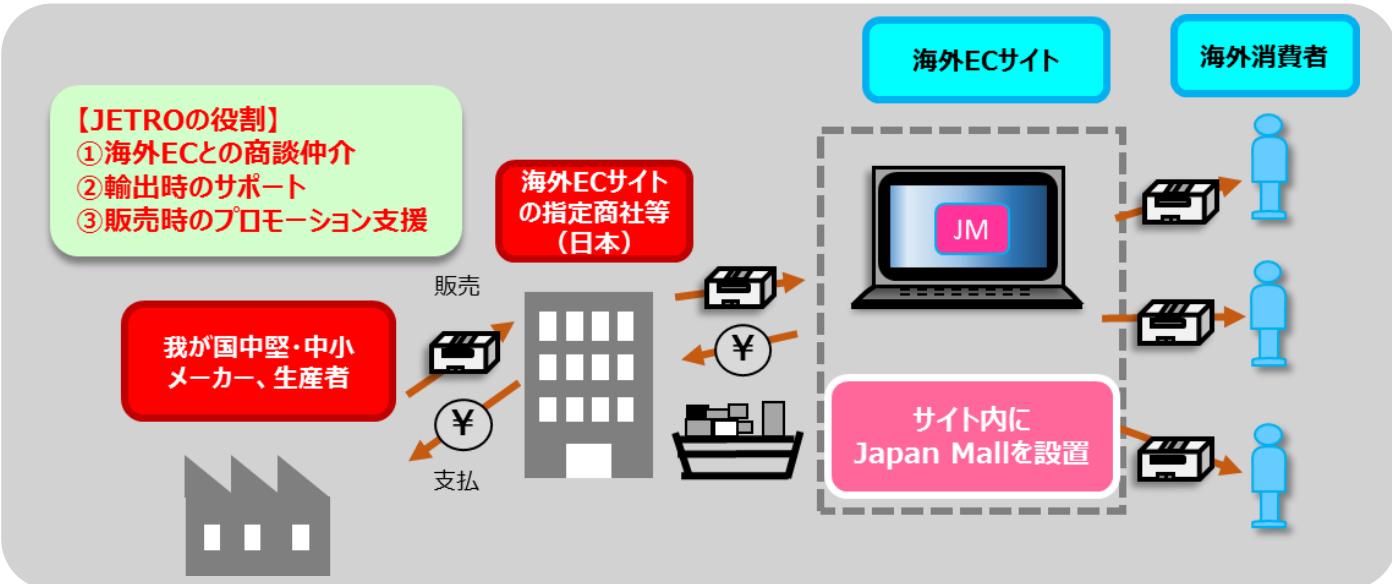
【3】ブランド価値、海外市场での認知度が向上！

- ✓ 海外大手ECと連携して、効果的なプロモーションを実施

【4】販売データをフィードバック！

- ✓ 商品の販売データをフィードバックし、今後の販売戦略立案に役立てる

事業スキーム



※海外EC又はその指定商社等が商品を選定します。選定のための申込期限は各EC事業者で異なります。

※納品や決済等取引条件や商流はEC事業者により異なります。詳細はジェトロHPの募集要項をご確認ください。

◆お問い合わせ先◆

ジェトロ デジタル貿易・新産業部（久保田、尾崎、芦崎、高山）

TEL : 03-3582-5227

Email : DNB@jetro.go.jp



高度外国人材活躍推進プラットフォーム

ジェトロの専門相談員による伴走型支援サービスのご紹介

＜伴走型支援とは＞

ジェトロの専門相談員（コーディネーター）が、海外ビジネスを担う高度外国人材の採用戦略の立案から採用活動、採用後の定着・育成や社内体制の整備まで、一貫して支援します。

専門相談員 (コーディネーター)

人材活用に関する豊富な知識と経験を生かし、企業に寄り添いながらステップに応じた情報を提供します。



＜募集期間＞

2019年4月5日（金曜）～12月27日（金曜）

＜対象＞

高度外国人材とともに海外ビジネスの拡大を目指す中堅・中小企業様

高度外国人材とは…

日本国内または海外の大学などを卒業し、企業において研究者やエンジニア、海外進出等を担当する営業などに従事する外国人材を想定しています。在留資格でみると、「高度専門職」や「技術・人文知識・国際業務」など、いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」で就業する外国人材です。

◆以下のリンク先、またはQRコードからお申込みください

<https://www.jetro.go.jp/services/escort.html>

※お申し込み後、審査があります。詳細は裏面をご覧ください。



＜問い合わせ先＞

ジェトロ国際ビジネス人材課「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」事務局

電話：03-3582-4941

E-mail: OpenforProfessionals@jetro.go.jp



ジェトロのポータルサイトへの企業情報掲載のご案内

- 高度外国人材の活用に向け、自社情報（日・英）をポータルサイトへ掲載できます。情報を掲載することで、国内外の高度外国人材に対し貴社の取り組みを発信できます。
- 貴社の状況に応じて情報の更新が可能なため、ステータスに合わせて内容を変更できます。

企業情報掲載イメージ

JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）

高度外国人材活躍推進ポータル 企業情報登録ページ

ログインユーザー：河野 充広 ログアウト

高度外国人材活躍企業情報

株式会社ジェトロ

日本全国・全世界で、グローバルなビジネスを拡げる支援を

商社・卸売

この会社にコンタクトする
お問い合わせフォーム

高度外国人材を呼びこむプロジェクトを推進しています

高度外国人材の採用希望 有
インターン受け入れ 有
英語のみでの対応可 可

高度外国人材に期待する役割

- 海外進出等における外国企業との橋渡し役（ブリッジ人材）
- 経営への参画
- 日本人員のグローバル化推進

高度外国人材に求める専門性

- 文系（語学）
- 文系（営業・マーケティング）

業種

- 商社・卸売

事業内容

ジェトロでは、日本の中堅中小企業の海外ビジネス拡大のため、高度外国人材を採用したいと考える企業への支援を実施しています。また、日本政府においてもイノベーションの担い手として、高度外国人材のさらなる呼び込みが求められているところです。こうした取り組みを政府一丸となって進めるべく、2018年12月25日にはジェトロに高度外国人材活躍推進プラットフォームが設置されました。このプラットフォームでは、日本企業に対して継続的な支援を行う「伴走型支援」を実施します。現在、この伴走型支援を行い、企業のみなさまの相談に対応する「コーディネーター」を求めてています。企業支援を実施する観点から、コーディネーターには、企業での人経験がある人で、さらに英語やベトナム語が担当な方を求めています。ジェトロとともに日本の高度外国人材呼び込みを推進しましょう。

関心国・地域

- アジア全般
- オセアニア全般
- 北米全般
- 欧州全般
- ロシア・ CIS全般

◆以下のリンク先、またはQRコードからご登録ください。

<http://www.jetro.go.jp/hrportal/company/user.html>



ステップ1 新規ユーザー登録（仮登録）

“はじめてご利用の方へ”から、高度外国人材活躍推進ポータル企業登録ページへお進み頂き、メールアドレスとパスワードを設定の上基本情報をご入力ください。

ステップ2 同意書の郵送

「企業情報の掲載システム利用規約兼同意書」の内容をご確認いただき、必要事項をご記入・押印の上ご郵送願います。

ステップ3 本登録の入力

- ご郵送いただいた同意書をジェトロで確認後、ご担当者様のメールアドレスに「本登録のお願い」メールを送付させていただきます。
- ご登録済みの方へ”からユーザーIDとパスワードでログインいただき情報の登録にお進みください

ステップ4 本登録の完了

ご登録いただいた内容をジェトロで確認の上、公開いたします。

<問い合わせ先>

ジェトロ国際ビジネス人材課 「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」事務局

電話: 03-3582-4941

E-mail: OpenforProfessionals@jetro.go.jp



『一般社団法人大分県貿易協会令和元年度通常総会』開催報告

令和元年5月22日（水）にトキハ会館6階「さくらの間」において、多数の会員のご参加をいただき、総会を開催いたしました。

総会では、平成30年度事業報告並びに収支決算報告、令和元年度事業計画（案）収支予算（案）並びに任期満了に伴う役員の選任（案）について審議を行い、原案どおり承認をいただきました。

今年度の事業計画及び新役員を下記のとおり報告いたします。

＜令和元年度事業計画＞

貿易促進事業

- ・県やジェトロ大分が進める貿易関連諸事業に呼応して、事業者、特に協会員への支援を行い、貿易関係業者の底辺の拡大と、会員の貿易知識習得に寄与することにより、貿易拡大に貢献する。

また、海外ヘミッション団を派遣すると共に、貿易商談会・展示会に参画する。

貿易環境整備促進事業

- ・貿易実務研修講座（初級及び中上級編）の開催。
- ・海外ビジネス講座の開催。
- ・国際経済交流促進セミナーの開催。
- ・その他貿易環境整備の為のセミナー、講演会の開催。

貿易情報サービス事業

- ・共同webマガジン「Trade&Views」やホームページを通じて各種資料や情報の提供を図る。
- ・ジェトロ大分、県、大分国際貿易センター等関係機関との情報交換を行い、関係情報のタイムリーな提供を行う。

貿易相談斡旋事業

- ・日常相談業務に加え、県内各関係機関や外部アドバイザーとの連携を図り、会員からの様々な相談に幅広くかつ迅速に対応する。
- ・必要に応じて出張相談を行い、会員を訪問することによりニーズの汲み上げを図る。
- ・受託事業や後援事業を通じてビジネスマッチングの機会を設け、貿易取引の拡大に寄与する。

国際交流推進事業

- ・大分EU協会等、県内国際交流団体への協力により、国際交流事業を推進し交流を深め、貿易や投資への発展を促す。

受託事業

- ・世界最大の食品市場である米国において、県産品の販路開拓、拡大を図るため、日本商品の主要な販売先の一つである日系小売店マルカイ・ハワイのバイヤー及び国内商社を招聘し、個別商談会を開催すると共に、商談成立に向けた各種サポートを行う。
- ・大分県ポートセールス実行委員会からの委託を受け、大分港大在コンテナーミナルの利用促進に関するセミナー・交流会等を開催する。

組織強化事業

- ・各種事業への参加者を中心に、協会への加入を依頼するとともに、既存会員及び幹事等からの紹介によって新規会員の獲得を図り、経営基盤の強化を図る。

＜新役員名簿＞

（任期 令和元年5月22日～令和3年5月総会）

	氏 名	役 職
理事長	疋田 智昭	鶴崎海陸運輸（株） 代表取締役社長
副理事長	菊口 邦弘	（株）大分銀行 常務取締役
〃	近藤 泰輔	日本製鉄（株）大分製鐵所 工程業務部長
〃	衛藤 公秀	（株）トキハ 代表取締役副社長
常務理事	山戸 康弘	（株）大分国際貿易センター 参与
理 事	五十川 雄也	五十川（株） 代表取締役社長
〃	佐藤 仁	大分県 商業・サービス業振興課長
〃	永松 薫	大分市 商工労働観光部長
〃	古手川 保正	古手川産業（株） 代表取締役社長
〃	池田 福治	（株）サンクリエイト 代表取締役社長
〃	中塚 茂次	（株）三洋産業 代表取締役社長
〃	山城 繁樹	（株）山忠 代表取締役社長
監 事	宇都宮 修二	（株）AKシステム 代表取締役社長
〃	安藤 暢啓	大成倉庫（株） 代表取締役社長

1. 平成31年3月分 大分税関支署管内貿易概況（確報値）

輸出額

755.4億円（前年同月比0.4%減、2ヶ月ぶりのマイナス）

映像機器、銅及び同合金、事務用機器などが減少。有機化合物、船舶類などが増加。

輸入額

1048.1億円（前年同月比5.4%増、2ヶ月ぶりのプラス）

揮発油が全増、銅鉱、鉄鉱石などが増加。石炭、原油及び粗油などが減少。

(1) 港別輸出入額

港名（通関官署）

（単位：百万円、%）

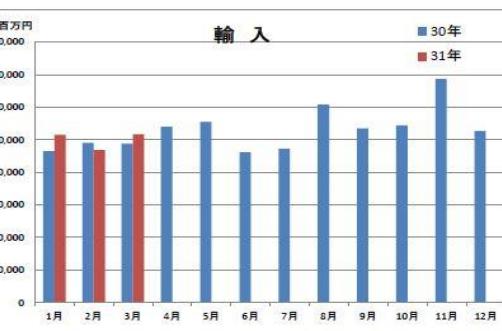
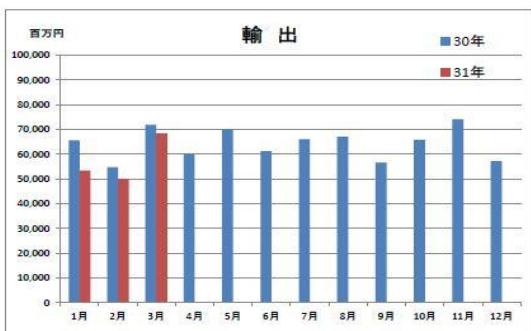
区分	輸出			輸入			差引額	
	価額	前年同月比		価額	前年同月比		出・入超	価額
大分(大分)	68,450	95.3	▲	4か月連続のマイナス	103,466	105.9	▲	2か月ぶりのプラス
佐伯(佐伯)	6,495	5592.6	▲	2か月ぶりのプラス	265	88.2	▲	2か月ぶりのマイナス
津久見(津久見)	596	15.4	▲	2か月ぶりのマイナス	1,081	74.7	▲	2か月ぶりのマイナス
大分空港(大分空港)	-	-		-	-		-	-
大分県	75,541	99.6	▲	2か月ぶりのマイナス	104,812	105.4	▲	2か月ぶりのプラス
							入超	35,016
							出超	6,230
							入超	486
							-	-
							入超	29,272

※ 港別貿易額は、各官署の通関額合計による。また、大分の実績には佐賀関港・中津港の実績を含む。

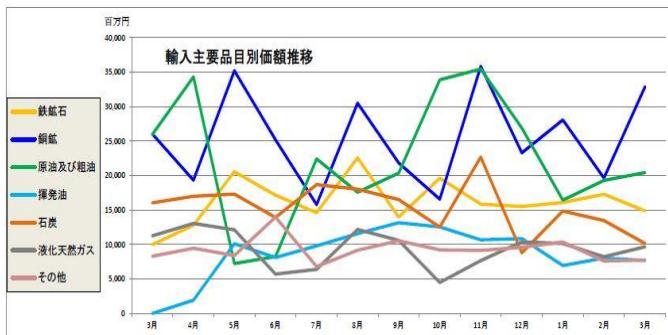
※ 大分県の価額欄は、各港毎の千円単位までの合計数値から四捨五入で算出。

※ 輸出は確報値、輸入は9桁速報値による。

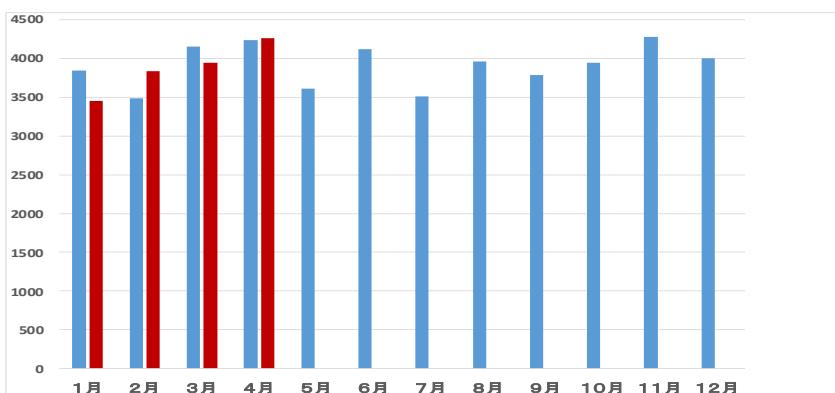
(2) 大分港貿易額推移



(3) 大分港輸出入主要品目



2. 大分港コンテナ取扱量推移



出所：（株）大分国際貿易センター

こんな時、ジェトロ大分をご利用ください

■海外の経済、貿易情報を入手したい

■海外投資に関する情報を収集したい

■海外出張のサポートを受けたい

■輸出品の販路を拡大したい

■海外の見本市に出展したい



窓口相談も行っています。お気軽にお立ち寄りください。

日本貿易振興機構（ジェトロ） 大分貿易情報センター

〒870-0037

大分県大分市東春日町17-19

大分ソフィアプラザビル4階

TEL：097-513-1868

FAX：097-513-1881

E-MAIL：oit@jetro.go.jp

URL：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/oita/>



一般社団法人 大分県貿易協会

〒870-0266

大分市大字大在 6 番地

大分国際貿易センタービル 4 階

TEL：097-592-5932

FAX：097-593-3338

E-MAIL：info@oita-fta.jp

URL：<http://www.oita-fta.jp/>